

史跡垣ノ島遺跡
デジタルコンテンツ等整備業務
プロポーザル実施要項

函館市教育委員会
生涯学習部文化財課

目 次

1	業務概要	1
2	スケジュール	1
3	参加資格要件	2
4	質問・回答	2
5	参加申込書の提出等	2
6	企画提案書の提出	3
7	企画提案の審査方法および評価基準	4
8	受託候補者の選定	5
9	審査結果の通知	5
10	審査結果の公表	5
11	契約に関する基本事項	6
12	失格事項	6
13	その他	6
○	様式（様式1～様式5） / （提案様式1～提案様式5）	
○	別紙1「企画提案仕様書」	
○	別紙2「史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル 審査委員会設置要綱」	
○	別紙3「評価基準」	
○	別添「資料集」	

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル実施要項

本要項は、函館市が実施する史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザル「史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル」（以下「プロポーザル」という。）について、次のとおり必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 件名 史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務
- (2) 目的 令和3年7月に世界遺産登録され一般公開を開始した史跡垣ノ島遺跡において、ARやCG等の最新デジタル技術を用い、より楽しくかつ効果的に自然との共生や豊かな精神性を持った縄文文化を感じることができる環境を創出し、縄文文化の普及啓発や市民の郷土学習の推進、来訪者の満足度向上および国内外からの誘客拡大につながることを目的とする。
- (3) 内容 別紙1「企画提案仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (5) 契約上限額 30,000,000円（消費税および地方消費税の額を含む。）
本業務の委託契約は、債務負担行為に係る契約であり、提案上限額は次のとおり。
令和3～4年度 30,000,000円
- (6) 業務担当部課
函館市教育委員会生涯学習部文化財課（市庁舎5階）
〒040-8666 函館市東雲町4番13号
電 話 0138-21-3563
F A X 0138-27-7217
e-mail bunkazai@city.hakodate.hokkaido.jp
担 当 吉田，池田

2 スケジュール

実施要項の公開	令和4年1月18日 [ホームページで公開]
質問書提出期限	令和4年1月28日
質問，回答の公表	令和4年2月 1日頃 [ホームページで公表]
参加申込書提出期限	令和4年2月 3日
参加資格確認結果通知	令和4年2月 7日
企画提案書提出期限	令和4年2月21日
ヒアリングの実施	令和4年3月10日 [対面またはオンライン等で実施]
受託候補者決定	令和4年3月中旬頃
審査結果通知・公表	令和4年3月中旬頃
契約締結	令和4年3月下旬頃

3 参加資格要件

企画提案に参加する者（グループ応募の場合は、構成員を含む。）は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。ただし、(7)については、グループ応募の場合、構成員に要件を満たす者が参加していること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- (7) 過去5年間において、国および地方自治体が発注した文化財または観光に関するデジタルコンテンツの制作業務の受託実績を有すること。

4 質問・回答

プロポーザルに関して質問がある場合は、様式1「質問書」および様式2「参加申込書」を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限
令和4年1月28日（金）まで
- (2) 提出先
業務担当部課
- (3) 提出方法
電子メールによる
- (4) 回答方法
市ホームページに掲載し、個別には回答しない。また、回答は、本要項の追加または修正とみなす。なお、参加申込書が未提出の者からの質問や意見表明と解されるもの等には回答しない。

URL <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2021121400034/>

5 参加申込書の提出等

- (1) 参加申込書の提出
参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。
なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、プロポーザルに参加することができない。
ア 提出書類
 - ① 参加申込書（様式2）※質問がある場合は、先行して提出が必要
 - ② 構成員調書（様式3）[グループで応募する場合]

- ③ 法人の場合，交付3か月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書（写）
- ④ 誓約書（様式4-1，4-2）
- ⑤ 直近の財務諸表（貸借対照表および損益計算書）
- ⑥ 交付3か月以内の函館市の市税の納税証明書（写）〔納税義務がある場合〕
- ⑦ 交付3か月以内の消費税および地方消費税の納税証明書（写）
- ⑧ 主宰者，役員，顧問名簿
- ⑨ 委任状（様式5）〔本店から支店・営業所等へ，参加申込および企画提案等について権限を委任する場合〕

イ 提出期限

令和4年2月3日（木）17時まで（郵送等の場合は必着とする）

※ただし，プロポーザルに関して質問がある場合は，質問書の提出期限である令和4年1月28日（金）までに「参加申込書」（様式2）のみ先行して提出すること。

ウ 提出先

業務担当部課（持参の場合は，平日9時から17時まで）

エ 提出方法

持参または郵送等による。（FAX，電子メールによる提出は認めない。）

オ その他

1者が複数のグループの構成員となることはできない。グループ応募の場合は，構成員のすべてが参加資格要件を満たす必要がある。構成員個別の書類（上記ア③から⑧）は代表者が集約し，他の書類と併せて市へ提出すること。

(2) 結果の通知等

市は，提出された書類により参加資格の確認を行い，令和4年2月7日（月）までに申込者へ結果を書面で通知する。参加資格を満たす者には，結果の通知と併せて企画提案書の提出を要請する。

6 企画提案書の提出

企画提案書の提出を要請された者（以下「企画提案者」という。）は，次に定めるところにより企画提案書を作成し，提出するものとする。

(1) 提案内容

次の事項について提案すること。

- ア 動画作成（提案様式2-1）
- イ アプリケーション作成（提案様式2-2）
- ウ 多言語解説の導入（提案様式2-3）
- エ 必要設備の整備（提案様式2-4）
- オ 運用および保守（提案様式2-5）
- カ 提案価格（提案様式3）
- キ 実施体制（提案様式4-1，4-2）
- ク その他の提案内容（提案様式5）
- ケ 実施スケジュール（任意様式）
- コ 公開用企画提案書（概要版）（任意様式）

(2) 企画提案書の提出方法

ア 提出様式等

- ① 用紙の大きさはA4判とする。（裏面には記載しないこと。）
- ② 文字の最小サイズは10ポイント（ふりがなや表内記入文字は9ポイント）とし、文字の色は黒1色とする。
- ③ カラー写真・図の挿入は可とする。
- ④ 提案書の頁数は、各項目2頁以内とする。
- ⑤ 提案書に通しの頁番号を付すこと。
- ⑥ 提案書に企画提案者名や企画提案者が類推される記述がないように注意すること。

イ 提出部数

- ① 企画提案書〔表紙〕（提案様式1） 正本1部
- ② 企画提案書 正本1部、副本5部
※副本5部は、プロポーザル審査委員会委員審査用であるため、企画提案書に企画提案者名や企画提案者が類推される記述があった場合は、業務担当部課で消去または墨塗りし、企画提案者が特定されないようにします。

ウ 提出期限

令和4年2月21日（月）17時まで（郵送等の場合は必着とする）

エ 提出先

業務担当部課（持参の場合は、平日9時から17時まで）

オ 提出方法

持参または郵送等による。（FAX、電子メールによる提出は認めない。）

(3) 企画提案書の著作権の取扱い

ア 企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、函館市情報公開条例（平成13年3月28日条例第7号）の規定による請求に基づき、同条例第7条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

7 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および受託候補者の選定を行うため、5名で構成されたプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

別紙2「史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル審査委員会設置要綱」参照

(2) ヒアリングの実施

企画提案者を対象に、ヒアリングを実施する。

ただし、企画提案書を期日までに提出した者が概ね6者以上となった場合は、企画提案書の内容による予備審査（書類審査）を実施し、企画提案者の中からヒアリングに参加できる者（5者程度）を選定する場合がある。

予備審査の結果（ヒアリングへの参加の可否）については、企画提案者全員にヒアリング実施日の3日前までに連絡する。

ア 実施方法

企画提案の内容について20分以内でプレゼンテーションを行い、その後、10分程度質疑応答を行うものとする。

写真や映像の使用、アプリケーションのデモンストレーション等を行うことも可とする。プレゼンテーション時に使用する資料等の写しを提出すること。

なお、企画提案者の参加人数は最大3名とし、ヒアリングの詳細（開催時刻、場所等）については、ヒアリング実施日の3日前までに通知する。

イ 実施日

令和4年3月10日（木）

(3) 評価方法

企画提案書およびヒアリングの内容を評価基準に基づき評価する。

(4) 評価基準

別紙3「評価基準」のとおり

8 受託候補者の選定

評価点の合計が最も高く、かつ70点以上の者1者を受託候補者として選定する。

なお、該当者が2者以上あったときは、審査項目①の評価点が高い者を受託候補者として選定する。

すべての企画提案者の評価点の合計が70点に達しない場合は、受託候補者を選定しない。

9 審査結果の通知

受託候補者の選定後、企画提案者へ次の事項を書面で通知する。

- ・全企画提案者名（グループ応募の場合、グループ名）
- ・受託候補者名
- ・企画提案者（通知の相手方）の順位
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点合計
- ・企画提案者（通知の相手方）および受託候補者の評価点内訳
- ・審査委員会委員の氏名、所属、職名

10 審査結果の公表

企画提案者への審査結果通知後、函館市ホームページにおいて、次の事項を公表する。

- ・全企画提案者名（グループ応募の場合、グループ名）
- ・受託候補者名
- ・全企画提案者の評価点合計

※受託候補者以外の企画提案者名は表示しない。

企画提案者が2者の場合、2位の者の評価点合計は表示しない。

- ・受託候補者の評価点内訳
- ・公開用企画提案書（概要版）
- ・審査委員会委員の氏名、所属、職名

11 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合および受託候補者が辞退、失格となった場合は、評価点の合計が次点かつ70点以上の者を新たに受託候補者とし、協議・契約を行うものとする。

(2) 契約保証金

函館市契約条例施行規則第7条第2項第11号を適用し免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その事実が確認された時点でその者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 実施要項等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

13 その他

(1) 提出書類の作成、提出、ヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書は、1者につき1提案に限る。

(3) 市に提出された書類は返還しない。

(4) 市は提出された書類を企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて企画提案者が負う。

質 問 書

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザルについて

質 問 者	商号又は名称 (グループ名)		
	代表者職氏名		
	所在地		
	連絡担当者	所属部署	
		役職・氏名	
		所在地	
		電話番号	
E-mail			

質問

	対象書類名	質問内容
1	(頁)	
2	(頁)	
3	(頁)	

※質問対象書類の名称，頁を記入してください。

※質問が4以上となる場合は，質問の欄を適宜増やして記入してください。

参加申込書

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

私は、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル実施要項の内容等を了承のうえ、別添の必要書類を添えて申し込みます。

申 込 者 グループ応募の 場合は代表者	商号又は名称 (グループ名)		
	代表者職氏名		
	所 在 地		
	連 絡 担 当 者	所属部署	
		役職・氏名 <small>ふりがな</small>	
		所在地	
電話番号			
	E-mail		
グループ応募の有無	有	無	
グループ応募の場合の 構成員数 (代表者を含む)		者	
過去5年間の国および地方自治体発注の文化財または観光に関するデジタルコンテンツの受託実績 ※業務名, 発注機関, 契約日について記載してください			

構成員調書

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

私たちは、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザルに参加する応募グループを結成し、代表者が本プロポーザルへの参加、企画提案および契約等に係る一切の権限を有し、業務遂行の責を負うものとします。

グループ名		
代表者	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
構成員	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
構成員	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	
構成員	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	所在地	

※構成員が4以上となる場合は、構成員欄を適宜増やして記入してください。

誓 約 書

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

㊤

私は、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザルへの参加において、以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- 3 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 5 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- 7 過去5年間において、国および地方自治体が発注した文化財または観光に関するデジタルコンテンツの制作業務の受託実績を有すること。
- 8 上記1から7が事実と相違する場合は、本件業務プロポーザルの応募申込みを無効とされても異議のないこと。

誓 約 書

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

所 在 地

グループ名

代表者職氏名

㊞

私たちは、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザルへの参加において、以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を受けていないこと。
- 3 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を受けていないこと。
- 4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 5 函館市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- 6 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰しまたは役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。
- 7 過去5年間において、国および地方自治体が発注した文化財または観光に関するデジタルコンテンツの制作業務の受託実績を有する構成員が参加していること。
- 8 上記1から7が事実と相違する場合は、本件業務プロポーザルの応募申込みを無効とされても異議のないこと。

委 任 状

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

商号又は名称

委任者 所 在 地

代表者職氏名

⑩

私は、次の者を代理人と定め、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザルに係る参加申込および企画提案に関する権限、また、受託候補者となった場合は、見積および契約の締結等に関する権限を委任します。

商号又は名称

受任者 所 在 地

代表者職氏名

企画提案書

年 月 日

函館市長 工藤 壽樹 様

商号又は名称
(グループ名)
所在地
代表者職氏名

私は、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル実施要項の内容等を了承のうえ、別添のとおり企画提案書を提出します。

応募登録番号	
--------	--

受付番号 ※業務担当部課で記入	
--------------------	--

企画提案

ア 動画作成

企画提案

イ アプリケーション作成

企画提案

ウ 多言語解説の導入

企画提案

エ 必要設備の整備

企画提案

オ 運用および保守

提案価格

業務名 史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務

見積額 円 (税込み)

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
1 直接人件費					
2 直接経費					
3 一般管理費等					
合計					
消費税等相当額					
総計					

1 直接人件費内訳

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
動画作成					
アプリケーション作成					
多言語解説の導入					
必要設備の整備					
運用および保守					

2 直接経費内訳

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
動画作成					
アプリケーション作成					
多言語解説の導入					
必要設備の整備					
運用および保守					

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

実施体制

1 過去5年間の国および地方自治体発注の文化財または観光に関するデジタルコンテンツの受託実績

受託実績
受託実績
受託実績

2 業務担当者

氏名	担当業務
	職務経験年数 年
類似業務経歴	
氏名	担当業務
	職務経験年数 年
類似業務経歴	
氏名	担当業務
	職務経験年数 年
類似業務経歴	

※適宜、欄を増減して記入してください。

実施体制の説明

企画提案

ク その他の提案内容（要求仕様以外の提案など）

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務 企画提案仕様書

1 業務名

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務

2 業務の対象施設

名 称 史跡垣ノ島遺跡

所 在 地 函館市臼尻町4 1 6 番地4 ほか

面 積 9 2, 7 4 9 m²

公開開始日 令和3年7月28日(世界遺産登録決定日の翌日)

供用時間 4～10月: 9時から17時

11～3月: 9時から16時

休 場 日 12月29日～1月3日

入 場 料 無料(定時解説および発掘体験も無料)

※詳細は別添資料集を参照のこと

3 業務のコンセプト

- (1) 最新のデジタル技術で縄文文化を正しく、楽しく、わかりやすく伝える。
- (2) 市民・観光客・児童・生徒・障がい者・外国人など、多様な利用者の満足度を向上する。
- (3) 縄文遺跡への誘客を促進する。

4 企画提案の内容

(1) 共通事項

- ア すべての利用者にとって、わかりやすく、利用しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した構成および内容とすること。
- イ 現地スタッフによる解説との併用においても効果的な構成および内容とすること。
- ウ 多様な利用者に対する事前の訪問意欲や事後の再来訪意欲の向上に繋がる内容を組み入れること。
- エ コンテンツ内容のうち、特に縄文時代に係る時代考証については、業務担当部課の監修を受け十分に協議することとし、また承認を受けること。
- オ 令和4年7月下旬(世界遺産登録および垣ノ島遺跡オープン1周年)に合わせて、デジタルコンテンツの一部運用を開始すること。

(2) 動画作成(提案様式2-1)

- ア 遺跡見学への導入として、期待感を想起する、以下の内容を含んだイントロダクション動画を作成すること。
 - (ア) 遺跡の概要
 - (イ) 縄文文化を育んだ豊かな自然環境や立地
 - (ウ) 居住域(集落)の変遷(縄文早期前半～後期後半: 約6,000年間)
 - (エ) 盛り土遺構の形成過程(縄文前期後半～後期前半: 約1,000年間)※(ウ)(エ)は時間軸とともに連続的に推移する映像とすること

- (オ) 足形付土版や漆塗注口土器など著名出土品の紹介
- (カ) 世界遺産における顕著な普遍的価値（OUV/Outstanding Universal Value）や位置付けの解説
- イ CGなどデジタル技術を効果的に活用すること。
- ウ 作成する動画は、4(5)ウで設置するデジタルサイネージおよびモバイル端末で提供することとし、長さは3分程度とすること。

(3) アプリケーション作成（提案様式2-2）

- ア 現地でモバイル端末を介し提供する、以下の内容を含んだ案内・解説に供するアプリケーションを作成すること。
 - (ア) 縄文時代の生活の様子（狩猟，採集，ムラの暮らしなど）
 - (イ) 竪穴建物の外観，群立する分布状況
 - (ウ) 盛り土遺構の土中の様子（発掘調査の状況：遺物出土，土層堆積など）
 - (エ) 縄文当時を想起させる自然環境（植生，生態系など）
 - (オ) 変化に富んだ多様な景観（四季の移ろい，一日の時間経過など）
- イ ARやCGなどデジタル技術を効果的に活用すること。
- ウ 保存整備した現地の地形や景観を活かした現地性の高い内容とすること。
- エ 入口ゲートを起点に，定時解説のルート（別添資料集参照）で遺跡内を巡回することを想定して，モバイル端末の位置情報を取得し，適所で上記ア(ア)～(オ)の内容を可視化できる構成とすること。
なお，以下の地点での運用は必須とする。
 - (ア) 体験広場…ア(ア)
 - (イ) 竪穴建物群…ア(イ)
 - (ウ) 盛り土遺構…ア(ウ)
- オ 作成するアプリケーションは，iOSおよびAndroidの最新のバージョンに対応することとし，加えて正規のアプリストア（iOSはApple社の「App store」，AndroidはGoogle社の「Google play」）から配信し，ダウンロードを可能とすること。
- カ 利用者向けにアプリケーションのインストールおよび運用フローを作成し提示すること。

(4) 多言語解説の導入（提案様式2-3）

- ア 4(2)および4(3)で作成する動画とアプリケーションは，日本語のほか，英語，中国語繁体字，中国語簡体字，韓国語に対応し，また言語の切替が可能であること。なお，加えて他の言語を導入することは妨げない。
- イ 既存の案内板について，上記アと同様の言語での解説を導入し，現地でモバイル端末を介し提供すること。
- ウ 上記ア，イについて，視覚や聴覚に障がいのある方や外国人を含むすべての利用者の利便性に配慮し，字幕テキストおよび音声によるガイドを実施し，現地でモバイル端末を介し提供すること。

(5) 必要設備の整備（提案様式2－4）

- ア アプリケーションをダウンロードするスポットとして、展望デッキ1箇所を含む適所に、Wi-Fi環境を整備すること。
- イ 上記アの整備位置や通信範囲および仕様（設置機器、最大通信速度、周波数帯など）について提示すること。
- ウ 4(2)で作成する動画を提供するツールとして、展望デッキに、雨天時や冬季においても屋外で運用可能な全天候型かつ寒冷地仕様のデジタルサイネージ（固定のモニター：46インチ以上）を1基設置すること。
- エ 上記ウの設置位置や設置イメージ図および仕様（モニターのインチ数、輝度、筐体など）について提示すること。
- オ 上記ア、ウの適正な作動、運用に必要な配線等の工事を行うこととし、その電気配線図を提示すること。また施工にあたっては、6(1)にある関連法令を遵守すること。

(6) 運用および保守（提案様式2－5）

- ア デジタルコンテンツ等の簡易な更新が容易にできるなど、継続的な運用が可能なシステムとすること。
- イ 委託契約期間中はデジタルコンテンツ等の保守を適宜行うこと。
- ウ デジタルコンテンツ等の運用に必要な費用（電気料、通信費、サーバー使用料など）は、提案価格に含まない。
- エ デジタルコンテンツ等の運用に必要な費用を、年度毎（令和4年度から7年度）、各費目毎に提示すること。

(7) 提案価格（提案様式3）

- ア 契約上限額の範囲内において、業務の概算費用を算出し、提示すること。
- イ 直接人件費および直接経費は、いずれも提案内容毎に提示し、可能な限り詳細な内訳を記載すること。

(8) 実施体制（提案様式4－1，4－2）

- ア 企画提案者（グループの場合は構成員）が、過去5年間に、国および地方自治体発注の文化財または観光に関するデジタルコンテンツの受注実績の業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- イ 業務を担当する予定者の氏名、担当業務、職務経験年数、類似業務経歴を記載すること。類似業務経歴は、業務名、発注機関、契約年等を記載すること。
- ウ 提案内容の担当別に業務を実施する体制を記載すること。グループの場合は構成員の担当業務を記載すること。
- エ 第三者に業務の一部を再委託する場合は、その内容と委託先を記載すること。

(9) その他の提案（提案様式5）

- ア 市内の小中学校において全児童生徒に割り当てられたタブレット端末（Chromebook Y2 PC-YAE11X21A4J2：計14,636台）を利用した、事前学習などに効果的な活用方法について提案すること。

イ その他，契約上限額の範囲内で本業務を効果的かつ実施可能な企画（事前の訪問意欲および事後の再来訪意欲の向上などを含む）がある場合には，積極的に提案すること。

(10) 実施スケジュール（任意様式）

ア 打合せ，現地調査（撮影等），設備工事，試験運用および動画やアプリケーション，多言語解説の運用時期を提示すること。

イ 7月下旬の一部運用の内容を提示すること。

(11) 公開用企画提案書（任意様式）

ア 受託候補者として選定された際に，一般公開が可能な企画提案の概要を記載すること。

イ 公開に際しては，業務担当部課と内容を協議のうえ修正を行うことがある。

5 著作権等

(1) 本業務において制作した最終成果物に関する著作権は，委託者と受託者の共有とする。

(2) 委託者および受託者は，共有となった著作権について，相手方の承諾を得たうえで，共有著作権を行使または第三者に使用許諾するものとする。

(3) 受託者または第三者が本業務履行前から保有していた著作権は，受託者または第三者に留保されるものとする。

6 留意事項

(1) 対象地が史跡および史跡隣接地であり，また市の定める縄文遺跡群都市景観形成地域にあたることから，文化財保護法や函館市都市景観条例等の関係法令を遵守すること。ただし，本業務に係り史跡の現状変更許可手続き（文化財保護法125条関係）が必要な場合は，事前に内容を協議のうえ業務担当部課が行う。

(2) 史跡垣ノ島遺跡や世界遺産および整備事業の概要，その他参考となる図面等については，別添資料集を参照のこと。加えて，史跡大船遺跡や函館市縄文文化交流センターの復元物や展示資料を参考とすること。なお契約締結後は，別添資料集以外に必要な資料のうち，市が所有するものについては貸与を受けることができる。その他，必要な映像や画像については，受託者が撮影および収集すること。

史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務
プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザルによる事業者の選定を厳正かつ公平に行うため、史跡垣ノ島遺跡デジタルコンテンツ等整備業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は次の事務を所掌する。

- (1) 審査方法、評価基準に関すること。
- (2) 企画提案の評価に関すること。
- (3) 受託候補者の選定に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(委員)

第3条 委員会は次に掲げる者により構成する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

※所属および氏名は受託候補者決定後に公表予定

2 委員の任期は、所掌事務が終了したときまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により1人を定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ定めた者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は委員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として非公開とする。

5 会議は、書面にて開催することができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、プロポーザルの提案者と利害関係がある場合は、議事に加わることができない。

2 委員は、プロポーザルの提案者の特定の利益または不利益を与える行為をしてはならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、函館市教育委員会生涯学習部文化財課において処理し、会議の議事録を作成したうえで保管するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月24日から施行する。

評価基準

審査項目		配点
企画提案に関する項目		
コンセプト	本業務の趣旨を十分に理解し、それを反映した内容となっているか	① 20
デジタル技術	最新のデジタル技術を効果的に活用し、使いやすく、ユニバーサルデザインに配慮した内容となっているか	② 20
縄文の理解	世界遺産となった垣ノ島遺跡の価値や特徴を十分に理解し、利用者の理解促進に繋がる内容となっているか	③ 10
観光客	観光客の訪問意欲、利用満足度、再来訪意向の向上に繋がる内容となっているか	④ 10
外国人対応	外国人にとって、わかりやすく利用しやすいコンテンツ構成および内容となっているか	⑤ 10
市民・教育	市民や児童・生徒の縄文に対する理解促進や保全意識の醸成に繋がる内容となっているか	⑥ 10
管理・運営	日常の維持管理やコンテンツの部分修正が容易で、ランニングコストも適正な内容となっているか	⑦ 10
提案価格に関する項目		
	事業内容が適切に計上されているか	⑧ 5
事業者に関する項目		
	事業を適切に実施できる体制を有しているか	⑨ 5
合 計		100

**史跡垣ノ島遺跡
デジタルコンテンツ等整備業務
プロポーザル実施要項**

資料集

令和4年1月

函館市教育委員会
生涯学習部文化財課

1 史跡垣ノ島遺跡の基本情報

所在地 函館市臼尻町4 1 6 番地4ほか4 8 筆

面積 9 2, 7 4 9 m² (全筆函館市所有)

史跡概要 縄文時代早期前半から後期後半にかけての集落遺跡。定住開始期の段階で居住域と墓域が分離し、その後の約6千年間の長期にわたる人類の定住を顕著に示す。さらには、長さ190mを超える国内最大級の盛り土遺構や、墓から出土した副葬品の足形付土版、竪穴建物から出土した儀礼に伴う特殊な土器など、当時の高い技術や精神性を示す貴重な遺構や遺物が数多く発見されている。

公開開始日 令和3年7月28日(世界遺産登録決定日の翌日)

供用時間 4～10月：9時から17時

11～3月：9時から16時

休場日 12月29日～1月3日

入場料 無料(定時解説および発掘体験も無料)

運営体制 業務委託(史跡大船遺跡と併せて管理委託)

※委託者 一般財団法人道南歴史文化振興財団

(縄文文化交流センターの指定管理者)

整備概要 遺構整備：盛り土遺構、竪穴建物群

公開・活用：入口ゲート、展望デッキ、エントランス広場、芝生広場、
体験広場(土器焼き・発掘体験施設、体験棟)、園路

管理・便益：多目的スペース、管理棟、ベンチ、柵

案内・解説：総合案内板、案内標識、立体模型、標柱、解説板、記名サイン

植生保全：伐採(植林による人工種)、保護・植栽(縄文由来の在来種)

2 定時解説

期間 4月～10月の毎日(11月～3月および団体での利用については応相談)

回数 1日3回(10時～・13時～・15時～、各回45分程度)

申込等 事前予約不要(希望者は時間までに展望デッキに集合)

料金 無料

行程 ①展望デッキ(集合場所)→②エントランス広場→③体験広場→④竪穴建物群→⑤
盛り土遺構(開口部)→⑥盛り土遺構(小丘部 丘状遺構)→⑦盛り土遺構(接合部 道
状遺構)→⑧盛り土遺構(北東盛り土部)→⑨管理棟前(終点・解散)

内容 ①展望デッキ(集合場所)

・導入：自己紹介、所要時間、ルートおよび注意事項等の説明

・概要(縄文全般)：解説板(縄文時代の垣ノ島遺跡)や復元土器(複製)などを用い、
年代観、特徴(自然との共生、豊かな精神文化など)、世界遺産、

世界史での位置付け等, 主に縄文時代全般の説明
遺跡全体を眺望

②エントランス広場

- ・ 史跡名称等：標柱を用い、史跡名、史跡指定年月日、使用石材(安山岩)等の説明
写真撮影スポットとしても紹介
- ・ 概要(垣ノ島遺跡)：総合案内板を用い、帰属年代、指定年月日、指定面積や理由、
主な出土遺物等、垣ノ島遺跡の説明
- ・ 施設案内：案内図を用い、現在地や施設配置、本日の解説ルート等の説明
- ・ 立地環境：立体模型を用い、遺跡の立地する台地や、川や海、山といった周辺地
形など、遺跡が継続した背景にある豊かな自然環境等の説明
- ・ 世界遺産：世界遺産共通サインを用い、世界遺産の概要や世界遺産としての価値
や位置づけ、ロゴマークの意味等の説明

③体験広場

- ・ 竪穴建物跡：遺構復元箇所において、発掘調査時の検出状況や、床面や柱、屋根
など一般的な住居構造等の説明
- ・ 発掘体験：ここで体験できる“発掘体験”の説明
- ・ 植生復元：植林による人工種を伐採し、縄文由来の在来種を保護することで、縄
文の植生や景観復元への取り組みの説明

④竪穴建物群

- ・ 窪み：解説板(窪みで残る竪穴建物跡)を用い、埋まりきらず今もなお窪みで残る
理由や良好な保存状態、群立する分布状況等の説明
- ・ 規模：窪みへ誘導しその中心から全体を眺めることで、その規模を体感

⑤盛り土遺構(開口部)

- ・ 盛り土遺構概要：解説板(盛り土遺構)を用い、一般的な盛り土遺構の概要および
垣ノ島遺跡の盛り土遺構の特徴(全体形状、国内最大級の規模、
帰属年代、記念物としての意味等)の説明

⑥盛り土遺構(小丘部 丘状遺構)

- ・ 特別な空間：解説板(丘状遺構)を用い、検出遺構や出土遺物など発掘調査の成果
からわかった、祭祀儀礼の中心となる場であったことの説明

⑦盛り土遺構(接合部 道状遺構)

- ・ 道の機能：解説板(道状遺構)を用い、土層や検出遺構など発掘調査の成果からわ
かった、道としての機能や柱状構造物の存在の示唆等の説明
- ・ 全体構造：解説板(道状遺構)を用い、各部の位置関係から、方角を意識して意図
的につくられた全体配置の説明

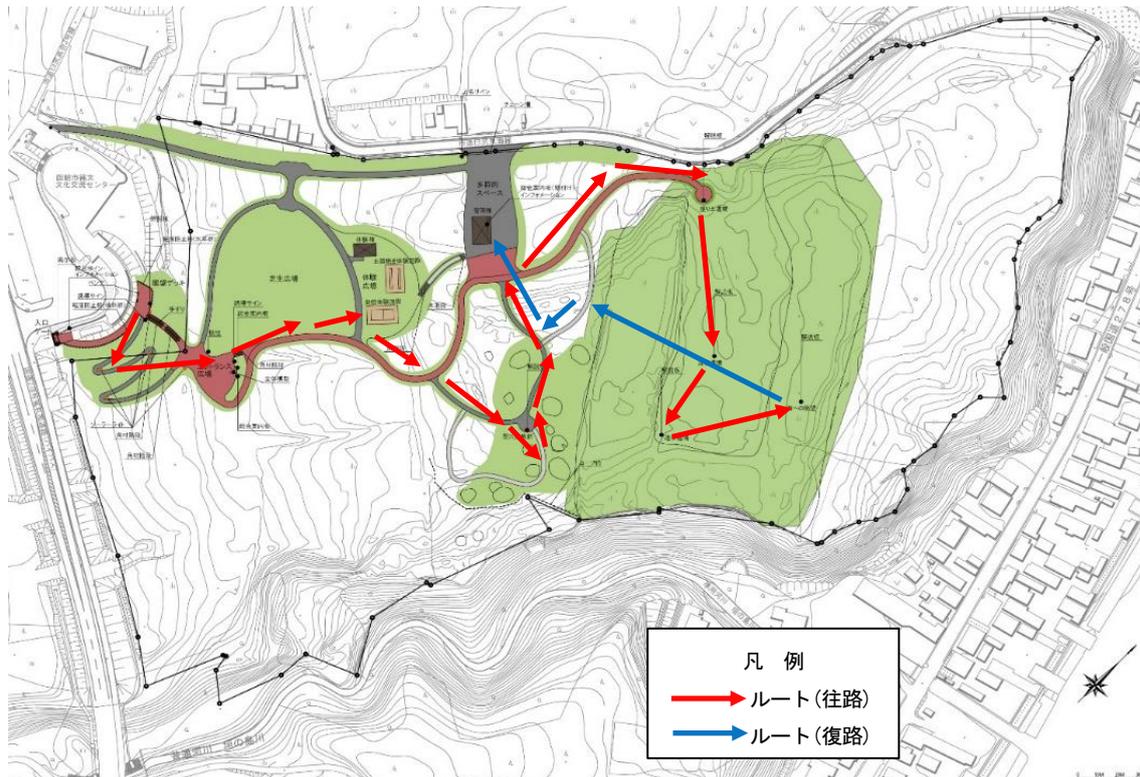
⑧盛り土遺構（北東盛り土部）

- ・オン・ショウ・ビュウ：解説板(海への眺望)を用い、現在に受け継がれる、縄文文化を育んだ豊かな自然環境や生業（漁業）等の説明

“ここからは今でも縄文人が見ていたものと同じ景色を見ることができる”

⑨管理棟前（終点・解散）

- ・まとめ：史跡の保存を第一義にし、概ね掘削行為を行わず、また復元物に頼らず、縄文当時の地形を最大限活かした整備手法
史跡大船遺跡や縄文文化交流センターの紹介，利用促進



定時解説ルート図



解説の様子

3 発掘体験

期 間 4月～10月の毎日（11月～3月および団体での利用については応相談）

回 数 1日2回（11時～・14時～，各回30分程度）

申込等 事前予約不要（希望者は体験棟で受付を済ませたのち，体験棟に集合）

料 金 無料

行 程 ①管理棟（受付）→②体験棟（集合場所）→③発掘体験施設→④体験棟（解散）

内 容 ①管理棟

- ・受付：管理棟スタッフによる受付，ネームプレートの交付

②体験棟（集合場所）

- ・導入：自己紹介，所要時間，スケジュール等の説明
- ・概要：ホワイトボードおよび使用器材を用い，発掘調査の目的や作業手順，使用器材とその具体の使用方法，各作業の意味や注意事項などを説明

※各自事前にセットされた発掘調査道具一式を受け取り，次の③へ移動

（合わせて，使い捨てゴム手袋や靴用のビニールカバーを配布）

③発掘体験施設

- ・実践：あらかじめ水糸により定められた区画（50×50cm）の範囲内において，土の掘り方や運び方，道具の使い方，土器や石器が見つかった際の取り扱いなど，実際に発掘作業を行いながら，随時指導

※実際に垣ノ島遺跡から出土した本物の遺物を使用

※1回あたり20名程度が同時に体験可能

※各自使用した発掘調査道具一式および出土した遺物を持って，次の④へ移動

④体験棟（解散）

- ・まとめ：自ら掘り出した土器や石器を観察し，ホワイトボードに掲示した遺物名とその説明が記されたシートを参考に，土器の文様や部位，石器の加工痕跡や用途，帰属時期などについて，考察

※遺物は回収するため，各自で写真撮影することで記録を持ち帰る



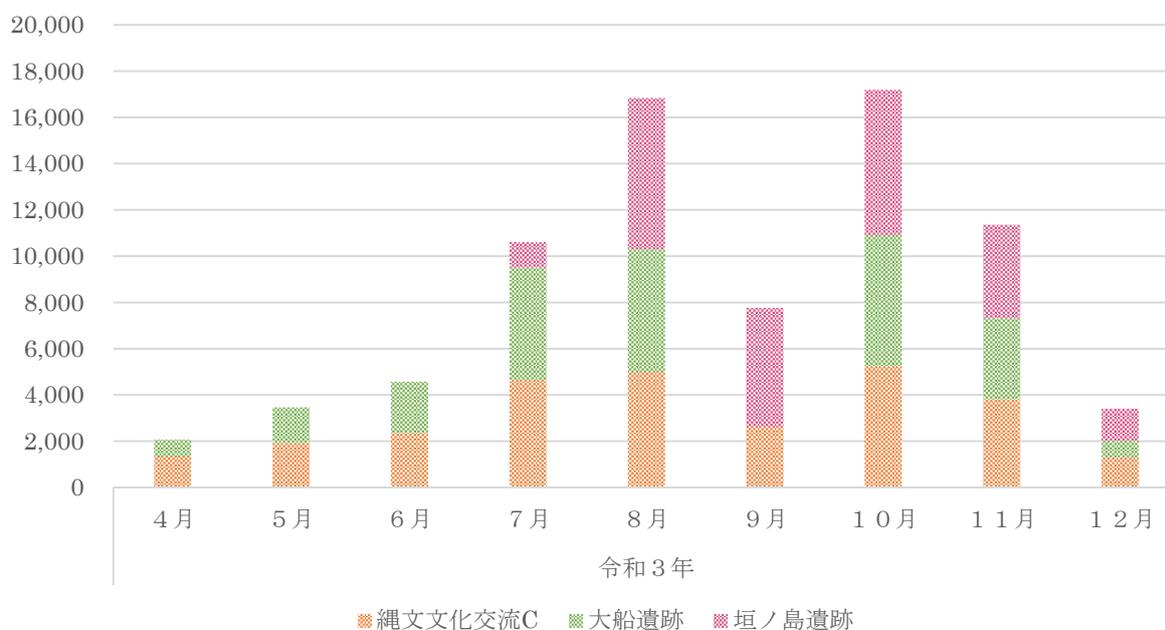
発掘体験の様子

4 来場者数

令和3年度縄文関係施設来場者数

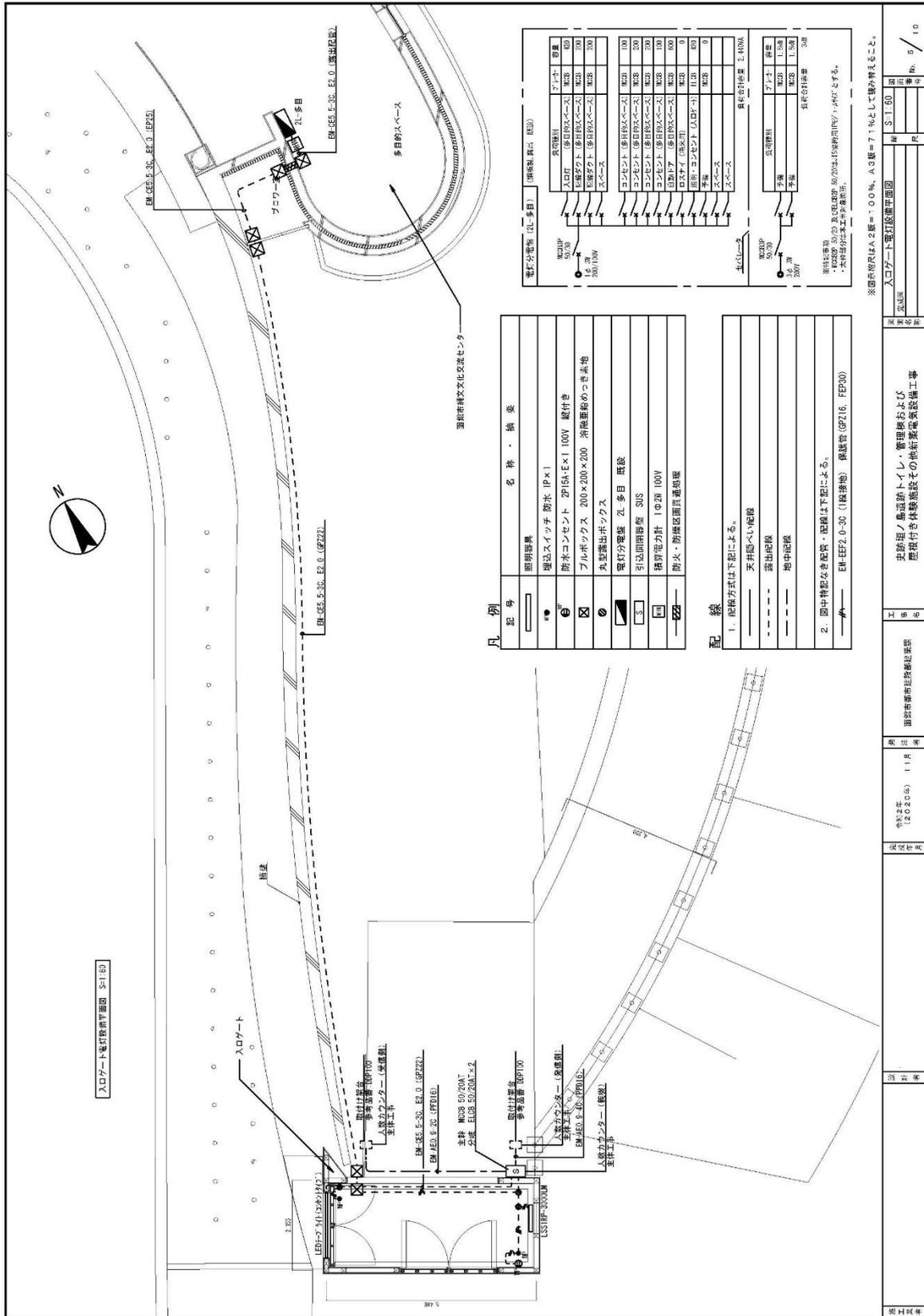
施設名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
縄文文化交流センター	1,339	1,921	2,357	4,653	5,004	2,625	5,241	3,815	1,300	28,255
大船遺跡	724	1,541	2,217	4,848	5,297	0	5,672	3,500	722	24,521
垣ノ島遺跡	—	—	—	1,105	6,540	5,139	6,281	4,042	1,389	24,496

令和3年12月末現在



註) 大船遺跡：クマの目撃情報があったため、8/30～9/30の期間は閉鎖
 垣ノ島遺跡：7/28より、一般公開を開始

(3) 入口ゲート 電気設備工事図面



記 録

1. 配線方式は下記による。
 ——— 天井隠ぺい配線
 - - - - 垂吊配線
 - - - - 地中配線
2. 図中特記なき配管・配線は下記による。
 ——— EHV-EEF2 0-30 (1線接地) 保護管 (φ716 FEP30)

電圧分電盤 (注: 多目) (標準品 既設)

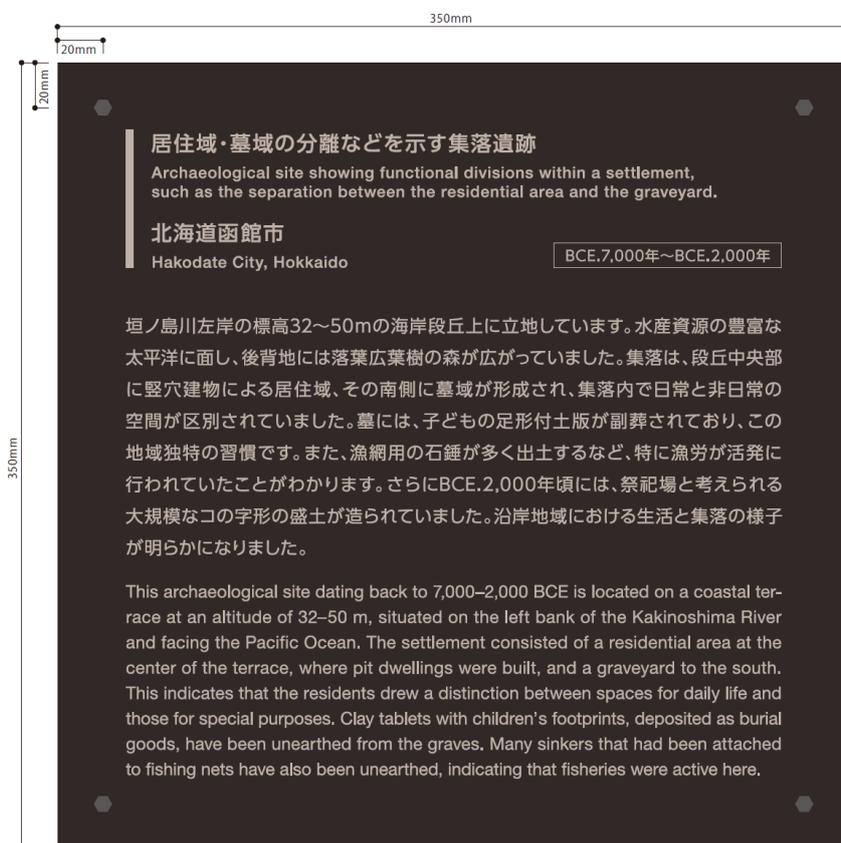
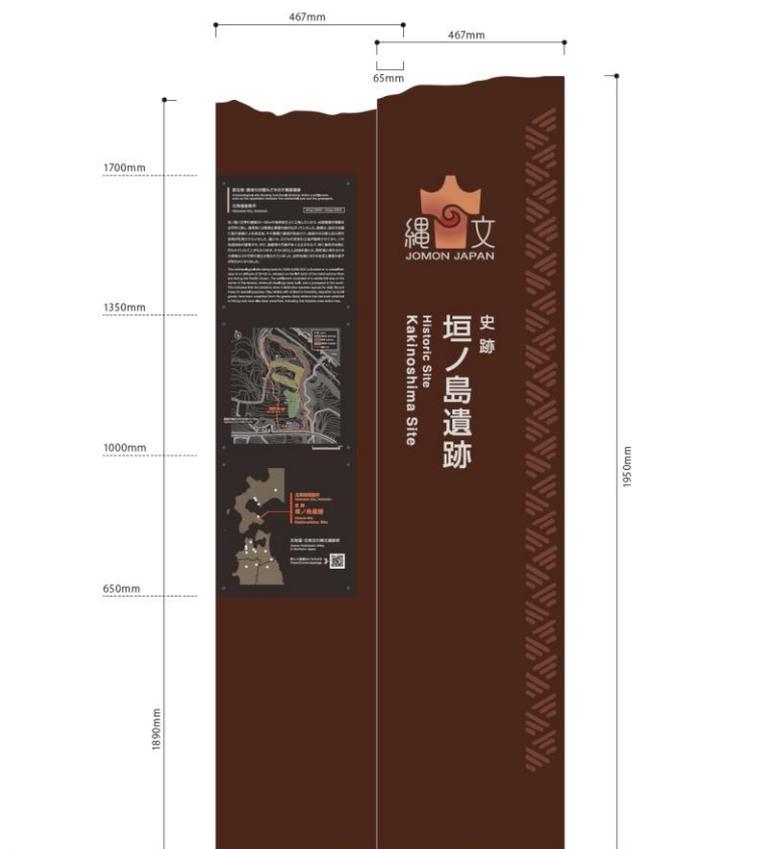
電圧	回路	容量	分電盤
100V	照明	100W	分電盤
	コンセント	200W	分電盤
200V	照明	100W	分電盤
	コンセント	200W	分電盤

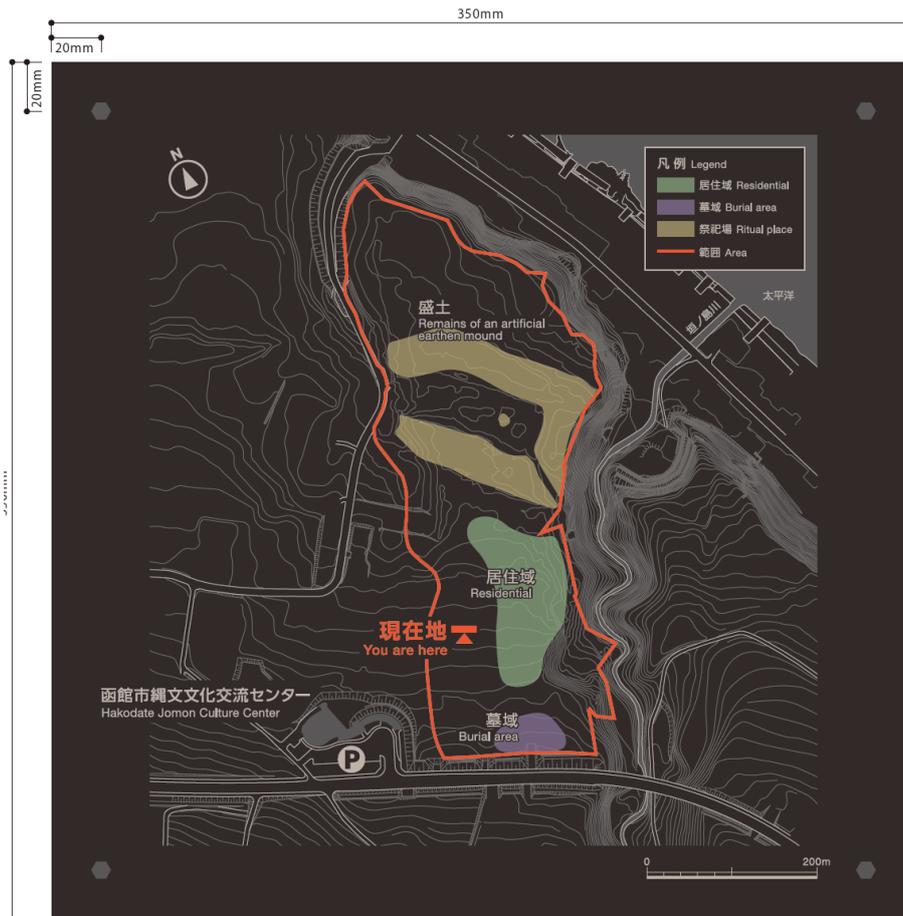
※図面単位はA2幅=1.00m、A3幅=7.10mとして描き写されること。
 ※図面単位はA2幅=1.00m、A3幅=7.10mとして描き写されること。
 ※図面単位はA2幅=1.00m、A3幅=7.10mとして描き写されること。

図名	入口ゲート電気設備工事図面
図号	3-1160
縮尺	1/50
作成者	佐藤 隆
承認者	佐藤 隆
作成日	2020年11月
図面内容	北陽屋ノ鳥道跡トイレ、管理棟および 屋外付き休養施設その他新築電気設備工事
図面種類	電気設備工事図面
図面枚数	5 / 10

(4) 北海道・北東北の縄文遺跡群 共通サイン

設置位置：エントランス広場





6 関連資料等

●公式ホームページ

- 世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」（函館市）

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200063>

- 世界遺産 北海道・北東北の縄文遺跡群（縄文遺跡群世界遺産登録推進事務局）

<https://jomon-japan.jp>

●関連計画，報告書等

- 函館市南茅部縄文遺跡群整備基本構想

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/2006minamikayabe_kousou.pdf

- 史跡垣ノ島遺跡保存管理計画

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/2015kakinoshima_kanri.pdf

- 史跡垣ノ島遺跡保存整備基本計画

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/2016kakinoshima_seibi.pdf

- 史跡垣ノ島遺跡保存整備事業報告書

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/2021kakinoshima_seibihoukoku1.pdf

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/2021kakinoshima_seibihoukoku2.pdf

- 垣ノ島遺跡発掘調査事業報告書（平成 20・21 年度）

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/2010kakinoshima_houkokusho.pdf

- 史跡垣ノ島遺跡発掘調査事業総括報告書（平成 25～28 年度）

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2017122200117/files/kakinoshima_soukatuhoukokusho.pdf

○縄文遺跡群の世界文化遺産登録による効果促進施策のあり方

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020070100071/files/jomon_arikata.pdf

○函館市景観計画

<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2014031300013/files/keikankeikaku.pdf>

●主な縄文関係刊行物

【函館市の刊行物】

○垣ノ島遺跡・大船遺跡リーフレット

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060200033/files/kakinoshima_ofune_leaflet_kaitei.pdf

○函館市縄文文化交流センターリーフレット

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060200033/files/hjcc-leaflet_jp.pdf

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060200033/files/hjcc-leaflet_en.pdf

【縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の刊行物】

○北海道・北東北の縄文遺跡群

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060200033/files/jomon-leaflet2020_jp.pdf

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060200033/files/jomon-leaflet2020_en.pdf

○北海道・北東北の縄文遺跡群リーフレットシリーズ 史跡垣ノ島遺跡

https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060200033/files/jomon-leaflet2020_kakinoshima.pdf